

## 人権理事会 平和的集会・結社の自由、超法規的処刑を討議

2021/07/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、平和的集会・結社の自由に関する特別報告者が、平和的集会・結社の自由の保護に不可欠の要素である司法へのアクセスに関する報告書、2つの添付文書として、平和的抗議者を支援する弁護士のためのガイドライン、平和的抗議や選挙等の重要な政治的機会におけるインターネット遮断に関する文書を提示した。そして、COVID-19 危機が続く中で行われるデモに対し、複数の政府が過剰な力を伴う制限やロックダウンを課していると述べた。発言者は、欧米の先進国で COVID-19 に関するデモが放水銃、騎馬警察隊、催涙スプレー、警察犬等を用いて制限・抑圧されていると述べた。会合の始めには超法規的・略式・恣意的処刑に関する討議が行われ、非政府武装集団の人権保護の義務に関する特別報告者の発言が支持され、世界中でみられる法執行官による恣意的殺害の増加に懸念が示された。

## 人権理事会 ハンセン病患者に対する差別、平和的集会の自由を討議

2021/07/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、ハンセン病患者に対する差別の撤廃に関する特別報告者が発言し、COVID-19 パンデミックの影響で 2021 年当初からハンセン病に関し、新たな判明件数の半減、隠れた事案の増加、診断の遅れにより深刻な障がいが生じた患者数の増加、子どもの感染率・判明件数の増加がみられると述べた。そして、ハンセン病患者は COVID-19 ワクチンに関して脆弱な集団に認定されなければならないと述べた。討議で発言者は、COVID-19 パンデミックによりハンセン病患者が社会的・経済的問題に直面していること、ハンセン病患者への基本的医薬品や必需品の供給路が確保されなければならないこと、COVID-19 ワクチン接種の優先集団の中にハンセン病患者が含まれていないこと等に言及した。平和的集会・結社の自由に関する討議も行われ、発言者は理事会に対し、インターネットの遮断だけでなく、ウェブサイトの遮断やフィルタリングも明確に非難するよう求めた。

## 人権理事会 平和的集会・結社の自由に関する専門家が発言

2021/07/01

国連人権高等弁務官事務所

平和的集会・結社の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。国民の司法へのアクセスに対する政府の妨害が増加している。司法へのアクセスの妨害は、平和的集会・結社の自由の行使を萎縮させ、市民社会スペースの閉鎖につながる。平和的抗議における司法へのアクセスの保障は重要であり、抑留された全ての人々は法的代理人に即時・適切にアクセスでき、弁護士に対する干渉・監視は適切に防止されなければならない。被害者の司法へのアクセスを支援する弁護士の役割は重要・不可欠である。弁護士は逮捕された抗議者と外界をつなぐ命綱であり、抗議者が抑留中に虐待されないよう確保する役割を果たす。抗議中の弁護士の存在には治安部隊の過剰な力の行使を抑止する効果がある。また、インターネットの遮断の増加・延長を懸念しており、インターネットの遮断は抗議者の情報受取・共有の権利を侵害し、様々な人権に悪影響を与える。

## 女性差別撤廃委員会第 79 会期閉幕

2021/07/01

国連人権高等弁務官事務所

オンラインで開催されていた女性差別撤廃委員会第 79 会期が閉幕した。今会期では、先住民族女性・少女に対する交差的差別、先住民族女性・少女の参加の権利に関する一般討論が行われた。討論には専門家の他、14 の条約締約国、21 の市民社会組織等が参加し、70 以上の文書が提出された。当初第 78 会期で予定されていた 8 か国の定期報告書審査は、パンデミックがもたらす例外的な事態に鑑みて今会期でも行われず、次会期に延期となった。会期中には 2 つの声明が採択された。1 つは、トルコのイスタンブール条約からの脱退に関するもので、もう 1 つは、紛争に関わるレイプの防止、生まれた子どもとその母親に対する保護・支援に関する子どもの権利委員会との共同声明であった。さらに、委員会に協力した個人・組織に対する報復・脅迫の申立てに関するガイドラインも採択された。第 80 会期は 10 月 18 日～11 月 12 日に開催される予定である。

## 人権理事会 意見・表現の自由、恣意的抑留を討議

2021/07/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、意見・表現の自由に関する特別報告者が発言し、以下の勧告を行った。①各国政府は虚偽情報の支持・拡散を中止しなければならない、②表現の自由は絶対的権利ではないが、政府が制限する際には国際人権基準を厳格に尊重する義務がある、③ソーシャルメディアに対する政府の規制はコンテンツの削除ではなく、透明性の強化に重点が置かれるべきである、という3点である。討議で発言者は、現在の虚偽情報は世界中で民主主義に対する脅威となっていること、オンライン上の自由に対する政府が支持した抑圧行為が増加していること、ジャーナリストを沈黙させるための挑発や虚偽情報を政府が支持していること等を取り上げた。続いて、恣意的抑留に関する作業部会議長が発言し、薬物取締法・対策による恣意的抑留の増加に懸念を示し、政府は薬物の個人的な使用・所持を理由に抑留されている人々を釈放すべきであると述べた。

## 人権理事会 プライバシーの権利、恣意的抑留を討議

2021/07/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、プライバシーの権利に関する特別報告者が発言し、テクノロジー主導の世界で、デジタル時代特有の問題が生じる中、プライバシーの保護のためになすべきことは多いと述べた。会合の始めには恣意的抑留に関する討議が行われた。発言者は、複数の国が人権活動家・ジャーナリスト・政敵その他の政府の批判者の活動を抑圧するために薬物犯罪の容疑を利用していると懸念を示した。また、薬物対策は証拠に基づき、証拠は明白でなければならないと述べた。さらに、薬物依存は様々な要因に関連する健康状態を示すものであり、依存者は処罰されるのではなくケアや支援を受けるべきであると主張した。恣意的抑留に関する作業部会議長は、強制的な薬物治療センターでの抑留が行われているが、そうしたセンターはしばしば被害低減のアプローチをとらず、薬物の使用者と中毒者を区別することもないと指摘した。

## 人権理事会 意見・表現の自由に関する専門家が発言

2021/07/02

国連人権高等弁務官事務所

意見・表現の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。虚偽情報とそれへの対応が表現の自由を損ない、公の討論を分裂させ、国民の不信感を煽り、人権・民主的制度・公衆衛生・持続可能な開発を危うくしている。政府はインターネットの遮断のような過剰な措置をとり、オンライン上の発言の処罰・阻止・検閲・抑圧、市民スペースの縮小のために曖昧で抽象的な法律を適用し、司法手続きを経ずに合法的コンテンツの削除をソーシャルメディア・プラットフォームに強制している。国際法違反であるこうした措置がジャーナリスト・政敵・人権活動家に適用されているが、処罰されることはない。虚偽情報への企業の対応もまた、遅く不十分で透明性を欠いている。ソーシャルメディア企業は自己のビジネスモデルを見直し、企業運営・情報収集・情報処理プロセスが国際人権基準に合致するよう確保すべきである。

## 人権理事会 障がいのある女性・少女に対する暴力に関するパネル

2021/07/05

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、障がいのある女性・少女に対する暴力に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、世界に7億人の障がいのある女性が存在し、UN Womenによれば、女性人口に占める障がい者の割合は19.2%であるのに対し、男性は12%であり、また、障がいのある女性の40～68%が18歳までに性暴力を受けているとの報告もあると述べた。国際障がい同盟の代表は、障がいのある女性が家の内外で暴力を受けるのは、政府が彼女らの法的能力、身体的完全性・自律の権利を否定し、彼女らに対する強制的不妊手術・中絶・避妊その他の非自発的治療を許し、時として意図的に行っていることに起因すると述べた。討議で発言者は、COVID-19 パンデミックで虐待者と同じ場所に閉じ込められる被害者の状況が悪化していると述べた。また、ジェンダーと障がいの交差による二重のリスクはほとんどデータに反映されず、政府の対策も不十分であると指摘した。



## 人権理事会 COVID-19 からのジェンダー平等な復興に関するパネル

2021/07/06

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、COVID-19 パンデミックからのジェンダー平等な社会経済的復興に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、各国政府による社会経済的 COVID-19 対策の多くがジェンダーを無視しており、しばしば女性特有のニーズへの対応を怠っていると述べた。チリの閣僚は、危機が既存の問題を深刻化させ、女性が最大の影響を受けており、外出禁止措置が招く DV、アンペイドワークの不平等な配分の増加、社会参加の激減が生じていると述べた。別のパネリストは、ジェンダー平等な復興のための資金調達として、中低所得国の債務負担の終了、インフォーマルセクターに対する計画、累進課税制度の実施、政府の一体性・説明責任・透明性を挙げつつ、国民へのワクチン接種が行われなければいずれも有効に作用しないと述べた。討議で発言者は、国の対策にセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスへのアクセスが含まれる必要性等を訴えた。

## 人権理事会 スポーツ・オリンピック理念を通じた人権促進を討議

2021/07/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、スポーツとオリンピック理念を通じた人権の促進に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、オリンピック理念は人権に支えられており、公正・無差別・尊重・平等な機会を具体化するものであると述べ、東京大会の成功を通じて、困難な状況においても人々はさらに健康で幸福な生活を送る権利をもつことを世界に示したいと述べた。バッハ IOC 会長は、東京大会でアスリートは平和と連帯の強力なメッセージを世界に発信するであろうと述べた。討議で発言者は、スポーツにおける平等というオリンピック理念はより良い復興の模範例となること、スポーツは世界の人権促進に積極的な役割を果たすこと、暴力・フーリガン行為・ドーピング・政治的搾取・腐敗・不正などのないスポーツを促進する必要があることに言及した。また、東京オリンピックの不十分な感染対策は、オリンピック憲章の原則に反し差別的であるとの発言もあった。

## 人権理事会 教育の権利のための技術的支援に関するパネル

2021/07/12

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、教育の権利向上、インクルーシブ・平等・良質な教育、生涯学習の確保に重点を置いた技術的支援・能力構築に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、教育は基本的な人権であるだけでなく、他のすべての人権へのアクセスを可能にするものであること、教育への投資は COVID-19 パンデミックからの復興に向けて最も費用効果の高い方法であることを指摘した。ユネスコの代表は、対策がとられなければ 1,200 万人の子どもが小学校に入学できなくなると予想されること、危機のピーク時には 15 億人以上の学生が影響を被り、その 3 分の 1 以上が遠隔学習にアクセス不能であったことに言及した。発言者は、教育への投資は最も低コストで経済発展・紛争防止・平和維持を確保する方法であること、学校閉鎖は世界の学生の 90%以上の学習環境を破壊したこと、数百万人の少女が退学の危機にあること等を主張した。

## 拷問禁止委員会第 71 会期開幕

2021/07/12

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 71 会期が開幕した。オンラインで開催される今会期では、ベルギーの定期報告の審査が行われる。しかし、この審査は今後の審査の前例となるものではなく、オンライン審査は各国が自主的に選択するのであって、強制されることはない。会期中にはまた、個人通報の審理、特に本案の審理・決定が優先的に行われる予定である。さらに、報復に関する作業、市民社会・国内人権機関との協議も行われる。開会に当たり人権高等弁務官事務所の代表があいさつし、拷問犠牲者や人権活動家に対する人権侵害が続くなか、人権条約機関全てが COVID-19 パンデミックの影響を受けていると述べた。また、6 月 26 日の拷問犠牲者を支援する国際デーに公表された共同声明で、拷問反対に関わる 4 つの国連機関が各国政府に対し、市民社会組織・人権活動家による拷問の報告、犠牲者のリハビリの支援を確保することにより、救済の権利を尊重・維持するよう求めたことを歓迎した。

## 人権理事会 アフリカ系の人々に対する人権侵害を討議

2021/07/12

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、アフリカ系の人々に対する人権侵害について討議が行われた。人権高等弁務官は、アフリカ系の子どもがしばしば学校で人種差別を受けていること、制度的人種主義は交差性によって深刻化し、アフリカ系の女性は複合差別を受けていること、高等弁務官事務所は少なくとも 190 件の法執行官によるアフリカ系の人々の殺害の情報を受け取っており、その 98%が欧州・中南米・北米で生じていることに言及した。そして、次の 4 点を勧告した。①政府はあらゆる生活場面における人種主義の制度的特質を認めるべきである、②法執行官はアフリカ系の人々への犯罪に対する説明責任を果たさなければならず、また、警察による取り調べ以外の方法が適用されるべきである、③政府は表現・平和的集会の自由を維持し、アフリカ系の人々の効果的参加を確保すべきである、④政府は過去の事実と今なお続く危害を伝える包括的な仕組みをつくり資金を提供すべきである。

## 人権理事会 13 の決議を採択

2021/07/13

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の 12 日午後の会合では、次の 13 の決議が採択された。①エリトリアの人権状況に関する特別報告者の任期延長、②人権分野における国際協力の強化、③人権理事会内部の記録の強化、④ミャンマーのロヒンギャその他少数者の人権状況、⑤市民社会スペース、COVID-19、復興への道程と市民社会の不可欠の役割、⑥月経時の衛生管理、人権、ジェンダー平等、⑦全ての少女の教育の権利の平等な享受の実現、⑧教育の権利、⑨腐敗が人権享受にもたらす悪影響、⑩魔術非難に関わる有害な慣行や宗教儀式による攻撃の根絶、⑪人権と国際連帯、⑫全ての人権享受への開発の貢献、⑬移住者の人権、である。⑤の決議では高等弁務官に対し、主な問題と成功例に関する報告書を作成し第 51 会期に提出することが要請された。⑥の決議では、このテーマに関するパネルディスカッションを第 50 会期に開催することが決定された。

## 人権理事会 3つの決議を採択

2021/07/13

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、次の3つの決議が採択された。①エチオピアのティグレ州における人権、②HIV/AIDS における人権、③女性・少女に対する暴力—障がいのある女性・少女に対するあらゆる形態の暴力の防止・対処、である。②の決議では各国政府に対し、全ての人々の生涯にわたる HIV の予防・診察・治療・ケア・支援を確保することを通じて HIV 感染の連鎖を断つことが求められた。また人権高等弁務官に対し、社会的要因に関する実践と勧告を記した報告書を作成し第 50 会期に提出するよう要請された。③の決議では各国政府に対し、女性・少女に対するあらゆる形態の暴力に対処する即時・効果的な行動をとり、全ての被害者・サバイバーを支援・保護し、特に性・ジェンダーに基づく暴力の被害者・サバイバーを含むセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツを十分に実現することが求められた。

## 人権理事会 9つの決議を採択

2021/07/13

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、以下に関する決議が採択された。①アフリカ人・アフリカ系の人々の人権と基本的自由の促進、法執行官による過剰な力の行使その他の人権侵害からの保護に関する国際的独立専門家機関の設置、②ベラルーシに関する特別報告者の任期延長、③インターネットにおける人権の促進・保護・享受、④武器移転が人権に与える影響、⑤シリアにおける人権状況、⑥社会フォーラム、⑦普遍的定期審査第4サイクルの開始、⑧ウクライナの人権状況、⑨最新デジタル技術と人権、である。①では、平和的な人種主義反対者への政府の対応と全ての国際人権法違反を調査し、責任追及と被害者救済を行うために、法執行と人権の専門家3名で構成される機関を3年の任期で設置することが決定された。③では、インターネット上で人権・基本的自由を行使する個人に対する全ての人権侵害・虐待が非難され、全ての政府に責任追及と効果的救済の確保が求められた。



## 拷問禁止委員会 フォローアップ報告書を検討

2021/07/13

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会では、総括所見、個人通報、報復に関するフォローアップについて討議が行われた。総括所見に関するフォローアップ担当委員は、18 か国からフォローアップ報告書を受理し、11 の勧告に関しては実施に向けて十分な措置がとられ、13 の勧告に関しては初期の対応がとられているものの、17 の勧告は実施されておらず、中には勧告に反する措置をとった国もあると述べた。個人通報に関するフォローアップ担当委員は、委員会は8件の事案を検討し、そのうちスウェーデンとスイスに関する2件は満足の行く結果となったが、その他の6件については今後も関係国との対話を継続すると述べた。報復に関するフォローアップ担当委員は、前回以降大きな事件の報告はないが、これはCOVID-19パンデミックのために国際的保護機関や弁護士へのアクセスが制限され、国内防止機関等による視察も行われていないことが原因と思われると述べた。

## 人権理事会 2つの決議を採択

2021/07/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では2つの決議が採択された。1つ目の人権と気候変動に関する決議では、気候変動の人権への悪影響に関する新たな特別手続を設ける可能性について、各国政府と関係者の討議を推進することが決定された。また、年間活動計画として2023年から、気候変動の人権への悪影響に関わる様々な具体的テーマについて十分な時間をとって討議し、少なくともパネルディスカッションを行うことになった。2つ目の妊産婦の死亡率と人権に関する決議では、全ての政府に対し妊産婦の予防可能な死亡を根絶し、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツを尊重・保護・実現するよう求められた。また、メンタルヘルス・心理社会的サービス、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ケア・サービスを含む、強制・差別・暴力のないヘルスケア・サービスの利用・アクセス・受容・質を確保するよう求められた。

## 人権理事会第 47 会期閉幕

2021/07/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 47 会期が閉幕した。今会期では 25 の決議と 2 つの決定が採択された。主な決議は、法執行における制度的人種主義に関する独立専門家機関の創設、エリトリアとベラルーシの人権状況に関する特別報告者の任期延長、気候変動の人権享受への悪影響に関する新たな特別手続の創設、ミャンマーのロヒンギャその他の少数者の人権状況、エチオピアのティグレ州の人権状況、シリアの人権状況、人権分野におけるウクライナとの協力・支援に関するものである。また、空席となっていた特別手続担当者に 7 名が任命された。さらに、ミクロネシア、レバノン、モーリタニア、セントクリストファー・ネイビス、オーストラリア、セントルシア、ネパール、オマーン、オーストリア、ルワンダ、ジョージア、サントメ・プリンシペ、ナウルに関する普遍的定期審査の結果文書が採択された。第 48 会期は 9 月 13 日～10 月 1 日に開催される予定である。

人権高等弁務官 監視のためのスパイウェアの利用を懸念

2021/07/19

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。我が事務所を含む様々な国連人権機関は、ジャーナリスト・人権活動家・反体制派等の電話やコンピューターをハッキングするために監視ツールを利用する当局の危険性について、重大な懸念を繰り返し示している。監視ソフトウェアの利用がジャーナリストや人権活動家の逮捕・脅迫・殺害につながっている。監視に関する報道もまた、恐怖のために自己検閲が行われるという影響をもたらす。全ての政府には、監視措置は正当な目的をもち狭く定義された状況においてのみ正当化され、目的に関して必要かつ均衡がとれていなければならないことを思い起こしてもらいたい。監視技術の開発・流通に携わる企業には、人権への危害を回避する責任がある。自身の製品が引き起こす危害の軽減・救済のための措置を直ちにとり、悲惨な結果にこれ以上関与しないよう人権デューデリジェンスを実施する必要がある。

## 自由権規約委員会第 132 会期閉幕

2021/07/23

### 国連人権高等弁務官事務所

オンラインで開催されていた自由権規約委員会第 132 会期が閉幕した。会期中にはトーゴの定期報告の審査が行われ、総括所見が採択された。また、アルバニア、カナダ、エクアドル、フランス、モザンビーク、東ティモール、トルコに対する定期報告に先立つ事前質問事項、ブルンジに対する事前質問事項が採択された。さらに個人通報について 47 の決定が採択され、本案に関する 32 件のうち 27 件が自由権規約違反と判断され、7 件が受理不能、8 件が審理不継続とされた。加えて、バングラデシュ、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スイスの総括所見のフォローアップに関する中間報告書も採択された。第 133 会期は 2021 年 10 月 11 日～11 月 5 日に開催される。委員長は、パンデミックによるオンライン開催は今会期で 4 回目となったが、こうした困難な状況下でも委員会が多くの成果を上げたと説明し、次会期が対面開催となるよう期待すると述べた。

## 人身取引反対世界デーに向けて共同声明

2021/07/29

国連人権高等弁務官事務所

7月30日の人身取引反対世界デーに向けて、特別報告者8人、作業部会委員5人が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。人身取引の犠牲者は、国境や刑事司法制度において重大な人権侵害の犠牲者とみなされずに、人種的プロファイリング・差別のために逮捕・抑留されたり、支援や保護を否定され、出身国に強制送還されることもある。法執行、国境、教育制度、職場、子どもの保護制度における人種主義・外国人排斥を撲滅するために、民間分野を含むあらゆる関係者による緊急行動が必要である。政府が差別・人種主義・外国人排斥撲滅の効果的な行動をとらない限り、人身取引業者は少数者コミュニティ・先住民・無国籍者・移住者・難民を標的に人身取引を続け、処罰されことはないであろう。また、人身取引のサバイバーの様々な意見を差別せず明らかにし、彼らをエンパワメントすべきである。

## パンデミック中のアルビニズムの人々の殺害増加を懸念する声明

2021/07/29

国連人権高等弁務官事務所

アルビニズムの人々の権利に関する独立専門家が、退任に際し声明を公表した。内容は以下のとおり。アルビニズムの人々の体の一部が幸運や富をもたらすという誤信のために、彼らの殺害が急増しており、犠牲者の大半が子どもである。人権理事会では今月初め、呪術や宗教的攻撃に関わる有害な慣習を非難する歴史的な決議が採択された。アフリカではアフリカ連合と共同でアルビニズムに関する地域行動計画が採択され、アフリカだけでなくブラジル・日本・フィジー等の国々で啓発活動が行われ、アルビニズムの人々の困難に対する国民の理解が高まっている。さらにアルビニズムに関する調査・データ・信頼できる情報の急増によって、彼らの健康・教育・障がい・人種差別の現状、女性や子どもの権利、有害な慣行からの保護の必要性に対する理解も高まっている。しかしながら、解決までの道のりは遠く困難であり、各国政府には私の後任者の支援をお願いしたい。

## 拷問禁止委員会第 71 会期閉幕

2021/07/30

国連人権高等弁務官事務所

オンラインで開催されていた拷問禁止委員会第 71 会期が閉幕した。今会期ではベルギーの第 4 回定期報告の審査が行われた。委員長代理は、今回のオンラインでの審査は例外的なものであり、今後の審査の先例となるものではなく、審査はジュネーブ国連本部において対面で行われるべきであると述べた。会期中にはまた、定期報告のフォローアップ、個人通報、報復に関する問題が扱われた。個人通報に関しては 37 件の判断が下され、22 件の本案審理のうち 6 件が条約違反、16 件が違反なしとされ、受理不能は 2 件、審理不継続は 13 件とされた。さらに 8 件の通報が検討され、スウェーデンとスイスに関する 2 件は解決済みとされ、6 件については関係国と連絡を続けることとなった。第 72 会期は今年 11～12 月に開催され、ボリビア、キルギス、リトアニア、ナイジェリア、セルビア、スウェーデンの報告の審査が行われる予定である。



## ロマのホロコースト記念デーに向けて声明

2021/07/30

国連人権高等弁務官事務所

8月2日のロマのホロコースト記念デーに向けて、少数者問題に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。各国政府はロマその他の少数者に対する不寛容と攻撃が増加する兆候、特にソーシャルメディアでの憎悪犯罪・攻撃の撲滅に向けてさらなる行動をとらなければならない。第2次世界対戦中のロマのジェノサイドから80年近く経つが、少数者特に欧州その他の世界各地のロマが政治家その他によるヘイトスピーチ等の標的になることが増えている。ナチス・ドイツでユダヤ人はよそ者とされ、国家とドイツの価値・文化に敵対する者とされていたが、今日ロマの人々も再び同様のレトリックに直面している。ロマのホロコーストに関する公教育を拡大するよう求める。各国政府は、今日多くのロマが直面している排除と差別、欧州での憎悪犯罪、ソーシャルメディアで過激化するロマを悪魔化するヘイトスピーチに対処しなければならない。